

# 定 款

株式会社フルヤ金属

## 第 1 章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、株式会社フルヤ金属と称し、英文ではFURUYA METAL CO., LTD. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 貴金属地金の加工及び販売
2. 貴金属地金のリサイクル業務
3. 貴金属地金の賃貸借業務
4. 工業用貴金属製品の製造及び販売
5. 工業用金属製品の製造及び販売
6. 工業用熱管理製品の製造及び販売
7. 工業用金属製品のリサイクル業務
8. 薄膜製品並びに薄膜関連素材の製造及び販売
9. 電気部品並びに電子部品の製造及び販売
10. 電極並びに触媒関連素材の製造及び販売
11. ファインセラミックス製品の加工及び販売
12. 毒物劇物の販売
13. 振動試験機並びにパーツ整列機の販売
14. 半導体製造用装置並びに関連素材の販売
15. 薄膜製造用装置の販売
16. 電気炉並びに各種加熱装置の販売
17. 金属並びに化合物の分析業務
18. 古物の売買
19. 前各号に附帯する業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都豊島区に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、5001万4560株とする。

### 第6条 (単元株式数)

当社の1単元の株式の数は100株とする

第7条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第9条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条 (基準日)

当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

第11条 (招集)

定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第12条 (招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第13条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第14条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 署名の慣習のある外国人取締役は、自筆署名をもって印鑑に代えることができる。

## 第4章 取締役および取締役会

#### 第17条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

#### 第18条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

#### 第21条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### 第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

2. 署名の慣習のある外国人取締役は、自筆署名をもって印鑑に代えることができる。

#### 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第30条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

#### 第31条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会を置く。

#### 第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### 第33条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

#### 第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第35条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 36 条 (会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

### 第 37 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第 38 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第 39 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

### 第 40 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

### 第 41 条 (剰余金の配当等)

当社は、取締役会の決議によって、会社法第 45 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年 12 月 31 日または 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）をすることができる。

### 第 42 条 (配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第53期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第53期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

制定日 昭和43年8月22日  
施行日 昭和43年8月22日  
改定日 昭和62年8月27日  
平成12年6月9日  
平成12年12月15日  
平成13年5月25日  
平成13年9月25日  
平成14年7月1日  
平成14年9月26日  
平成15年9月26日  
平成18年2月17日  
平成18年9月29日  
平成19年5月1日  
平成20年9月24日  
平成21年9月28日  
平成22年4月1日  
平成27年9月28日  
2021年9月28日  
2022年9月28日  
2023年3月2日  
2024年7月1日